

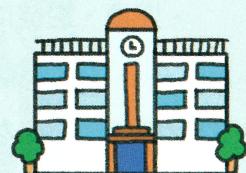
特別支援教室の入室までの流れ

お子さんの状況を把握し、指導・支援の必要性や在籍学級での課題等を踏まえ、区市町村教育委員会の判定委員会において指導の開始を決定します。就学前はお住まいの区市町村教育委員会（就学相談窓口）に、入学後は学級担任等に御相談ください。

なお、入室に当たっては、発達検査（）を受けていただく必要があります。



新版 K式発達検査や WISC-IV知能検査など、発達の状況等を測る標準化された各種検査のことです。発達検査は、児童・生徒の得意な部分と苦手な部分が分かるほか、その児童・生徒にとってより良い支援の手がかりを得ることができるものであり、特別支援教室への入室検討だけでなく、在籍学級等での支援の方針や指導内容検討のためにも活用されます。なお、発達検査を受けられる機関については、お住まいの区市町村教育委員会にお問合せください。



就学相談



保護者

学級担任

在籍学級での
指導上の工夫や
児童・生徒の様子
など



校内委員会

在籍学級での
指導方針や
児童・生徒に
対する校内の
支援体制 など

学級担任のほか、以下の教職員が参加し、在籍学級における指導や支援の内容、校内支援体制及び関係機関との連携などについて協議を重ねます。

- ◆校長・副校長
- ◆養護教諭
- ◆特別支援教育コーディネーター
- ◆スクールカウンセラー
- など



申請

児童・生徒の在籍学級での状況や必要とする支援の程度等を踏まえ、特別支援教室において一部特別な指導が必要と思われる場合に判断した場合、保護者の同意を得て区市町村教育委員会に申請します。

区市町村教育委員会における判定委員会

在籍学級（就学前であれば就学前機関等）における状況、障害や必要とする支援の程度を踏まえ、在籍学級から離れて指導を行うことに伴う児童・生徒の負担などについて総合的に勘案した上で、児童・生徒にとって適切な指導体制を判断します。

在籍学級での学級担任による
指導方法の工夫や配慮の実施

特別支援教室での指導

特別支援学級での指導

特別支援教室の入室後の流れ

特別支援教室では、一人一人の状況に応じた学習上又は生活上の困難の改善・克服に向けた指導目標を立て、原則の指導期間（1年間）において指導します。

また、特別支援教室での指導の成果を通常の学級でも発揮できるよう支援します。

一貫性のある指導や支援を行っていくために、指導内容や児童・生徒の変容や成長は、保護者の皆様とも共有します。



特別支援教室や在籍学級における児童・生徒の変容や成長などについて、学級担任を中心に確認

指導目標が概ね達成されている場合
(退室後の在籍学級での支援等も検討)

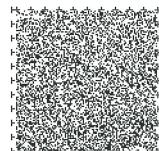
引き続き在籍学級以外での
支援が必要な場合

児童・生徒や保護者と達成状況について共有

退室（在籍学級で支援）

指導の延長

その他の支援



特別支援教室

**Q**

自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害があれば全員対象になりますか？

A

障害がある場合でも、在籍学級での指導方法の工夫や配慮により、在籍学級で充実した生活を送ることができる児童・生徒もいます。また、特別支援教室での指導は、在籍学級での授業の一部を抜けて受けこととなるため、障害の程度や在籍学級等での状況を十分考慮の上、特別支援教室での指導が必要かを十分に検討し、保護者との合意を含めて決定する必要があります。

<在籍学級における支援の例>

- ・黒板周辺の掲示物等を減らし視覚からの刺激が少なくなるような環境の整備
- ・書くことが苦手な児童・生徒へのICT機器を活用した授業作り
- ・児童・生徒に対する指示の出し方や言葉かけの工夫

**Q**

なぜ知的障害のない児童・生徒が対象なのですか？

A

知的障害のある児童・生徒に対する学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な指導は、生活に結びつく実際的・具体的な内容を継続して指導することが必要です。そのため、一定の時間のみ取り出して指導を行うことにはなじまないことから、特別支援教室の対象としておりません。(文部科学省編著「障害に応じた通級による指導の手引」より)

Q

特別支援教室の担当教員は、なぜ、拠点校から巡回し指導する仕組みなのですか？

A

特別支援教室では、児童・生徒の障害の状態に応じて、一人一人の指導内容が異なることから、指導を行う担当教員が、指導の方法や教材等を互いに共有したり、複数校の児童・生徒の指導に関わり多様な実践事例を蓄積したりできる体制とすることで、指導の質を向上させていくことが重要です。そのため、拠点校に集中的に配置し、巡回する体制としています。

Q

特別支援教室の退室後、支援が途切れてしまうのではないかと思うか？

A

退室後も、特別支援教室での学びの成果を生かしながら、在籍学級を中心に、必要な支援を実施します。

Q

一度、退室したら、再度の入室はできなくなるのでしょうか？

A

入室時に、児童・生徒の困難に応じて設定される指導目標を達成した場合、特別支援教室を退室しますが、退室後に、再度、校内委員会及び判定委員会において、特別支援教室において一部特別な指導が必要と判断された場合には、特別支援教室に入室し指導を受けることが可能です。

Q

今後、高等学校に進学した場合、特別支援教室のような制度はありますか？

A

都立高校では、令和3年度から全校で、通級による指導を実施できる仕組みが整っています。詳細については、東京都教育委員会のホームページを御確認ください。

東京都教育委員会 通級による指導

検索

なお、申込みについては、都立高校に入学後、高校の先生に相談してください。

